

京都市上下水道局告示第61号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成30年 2月26日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市伏見区桃山町因幡31-7 パデシオン桃山305
オフィスキムラ
木村 加代子

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市伏見区醍醐構口町23番地 マンションFDK102号室 から
京都市伏見区桃山町因幡31-7 パデシオン桃山305 に変更

(上下水道局下水道部管理課)